

2 依頼、連絡事項について（目次）

No.	各種依頼、連絡事項	掲載 ページ	担当課	部
1	参議院議員通常選挙への協力について	11	総務課 Tel576-1698	総務部
2	令和7年国勢調査 調査員推薦依頼	12	企画政策課 Tel576-4521	
3	広報等配達員の推薦の協力について	13	秘書広報課 Tel576-4541	企画部
4	太陽光発電設備等の設置に関する事業者への対応について	14	環境課 Tel576-1141	環境部
5	防疫薬剤の配布について	18	環境課 Tel576-4533	
6	出前講座の活用とごみステーション等の維持管理について	19	廃棄物対策課 Tel577-1280	
7	災害時避難行動要支援者承諾者名簿について	22	地域福祉課 Tel576-4873	健康福祉部
8	日本赤十字社会員増強運動について	24	地域福祉課 Tel576-4873	
9	地区民生委員・児童委員の推薦のお願いについて	25	地域福祉課 Tel576-4873	
10	湖西市地域包括支援センター運営協議会及び湖西市高齢者プラン推進委員会、湖西市地域包括ケアシステム推進会議の委員の推薦依頼について	27	高齢者福祉課 Tel576-4916	
11	湖西市保険推進員の推薦及び地区活動への協力について	29	健康増進課 Tel576-1114	
12	【依頼】胸部集団検診時の会場借用・会場の鍵の開け閉めについて	30	健康増進課 Tel576-1114	
13	【連絡】コーちゃん健康マイレージ指定事業について	31	健康増進課 Tel576-1114	
14	防犯灯に関する要望について	32	危機管理課 Tel576-4538	市民安全部
15	町内、組の新設及び組替えについて	37	市民課 Tel576-1213	
16	湖西市国民健康保険運営協議会委員の推薦について	38	保険年金課 Tel576-4585	
17	【連絡】 令和7年度 湖西おいでん祭について	39	文化観光課 Tel576-1230	産業部
18	令和7年度 緑の募金運動について（お願い）	40	産業振興課 Tel576-1216	
19	湖西市森林保護整備事業費補助金のお知らせ	42	産業振興課 Tel576-1216	

裏面へ続く

No.	各種依頼、連絡事項	掲載 ページ	担当課	部
20	道路河川愛護事業について	43	土木課 TEL576-4545	都市整備部
21	公園愛護活動について	70	土木課 TEL576-4545	
22	プロジェクト「TOUKA I-O」耐震関係の補助制度について	72	建築住宅課 TEL576-4549	
23	消防団員の募集活動について（お願い）	77	湖西市消防本部消防総務課 TEL574-0214	消防本部
23	令和7年度社会福祉協議会一般会費（世帯）納入のお願い	78	湖西市社会福祉協議会 TEL594-5511	
24	令和7年度赤い羽根共同募金（一般募金・歳末たすけあい募金）運動における戸別募金のお願い	79	湖西市社会福祉協議会 TEL594-5511	

参議院議員通常選挙への協力について

令和7年7月頃、参議院議員通常選挙が執行される予定です。選挙期日の決定は、前回令和4年度は6月中旬でした。今回についても、前回と同時期に選挙期日が決定されることが見込まれます。

選挙の適正な執行のため、自治会の皆様へ2点依頼をさせていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

【依頼事項】

1. 投票所としての施設借用

※対象となる自治会へは、別途通知をお配りしております。

2. 投票立会人の推薦

※6月になってしまうと推薦が間に合わないため、情勢を見極めて5月末頃依頼をかけさせていただき、6月上旬までにご推薦をいただきたくよろしくお願いします。

湖西市選挙管理委員会（総務課内）

TEL (053) 576-1698

E-mail : soumu@city.kosai.lg.jp

令和 7 年国勢調査 調査員推薦依頼

【依頼時期】

- 1) 調査員推薦依頼 ※締切 令和 7 年 6 月 6 日（金）
- 2) 調査員に欠員が生じた場合の補充依頼 ※随時

【依頼事項】

令和 7 年 10 月 1 日を期日に、5 年に一度の国勢調査が全国一斉に実施されます。調査にあたり本市では、市内全域で 257 人の方に調査員をご依頼することとなります。

前回の令和 2 年国勢調査員経験者や市登録調査員へ調査事務の依頼をしているところですが、それでも調査員が不足する見込みです。

（R7.4.1 現在 173 人不足）

国勢調査にあたっては、地域の実情に精通した地元の方々へ調査員をお願いすることで、より精度の高い調査ができると考えております。

つきましては、調査員が不足する地域の自治会長の皆様へ「調査員候補者の推薦」を依頼させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

※締切 令和 7 年 6 月 6 日（金）

企画政策課
電話：053-576-4521

広報等配達員の推薦の協力について

【依頼事項】

広報等配達員の推薦（１月頃推薦依頼）

※自治会により、広報等配達員の人数は異なります。

【広報配達員の主な職務】

・市広報紙等の配布物を受け取り、仕分けした後、担当区域内的の組長等へ配達。

〈配達日〉毎月１日と１５日。土曜・日曜・祝日の場合はその翌平日。

※令和７年１０月から１日の配達を取りやめ、１５日のみとします。

・担当区域内的の配布数や回覧数に変更が生じた場合は、配達員から市の広報担当へ連絡。

※自治会で戸数や組数の変更を把握した場合は、配達員にも連絡をお願いします。

【任期】

１年 ※継続意向がある場合は、更新可能。

【報償の支払い】

・支払月 ３～４月

・支払方法 配達員の指定口座に振り込み

※本人以外（自治会や町内会等）の口座に振り込むことも可能。

・支払基準 広報こさいの配布部数×１０円×年間の配達回数

※配達１回あたりの報償額が、静岡県の最低賃金額を下回る場合は最低賃金額を配達１回あたりの報償額とします。

※報償額の計算における配達部数は、４月１日時点の数とします。

※配達員の口座へ支払う場合は、源泉徴収後の額をお支払いします。

【その他】

・広報等配達員は自治会からの推薦を受け、市から委嘱します。

・広報紙は市民にとって大切な情報を盛り込んでいますので、自治会に加入していない人にも配布をお願いします。

・回覧板の取り換えが必要な場合は、秘書広報課へご連絡ください。

秘書広報課 広報係

Tel 053-576-4541 Fax 053-576-1139

Mail public@city.kosai.lg.jp

太陽光発電設備等の設置に関する事業者への対応について

(1) 「湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例」について

2050 年のカーボンニュートラル(脱炭素)に向けて、様々なところで脱炭素の動きが加速しており、湖西市内においても太陽光発電設備が設置されるようになりました。湖西市では令和 4 年に「湖西市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置に関する条例」を施行し、再生可能エネルギー(野立て太陽光・風力)の設置に必要な事項を定め、災害の発生の防止、自然環境及び生活環境の保全を図っています。

(2) 設置前の事前説明会について

条例では、再生可能エネルギー(野立て太陽光・風力)発電設備を設置しようとする事業者は、あらかじめ事業の周知と理解を得るために、地域住民等に対して説明会を開催しなければならないと定めています。また、地域住民は事業者に対して、説明内容について意見することができますと定めています。

(3) 事業者への対応について

事業者から説明会開催の要望、開催場所や日時について相談があった場合、説明会開催の調整および近隣住民への周知をお願いします。また、ささいなことでも懸念事項などがありましたら、説明会時に事業者へお伝え願います。

説明会では設備に関係する専門的用語が多く使われ、分かりにくいと感じる部分があります。市では有意義な意見交換ができるよう、別紙「説明会における事業内容に関する質問例(主なもの)」を作成しました。説明会開催の折に、ぜひご活用ください。

【お問合せ先】

静岡県湖西市吉美 3268 番地
湖西市役所 環境部 環境課 環境係
TEL:053-576-1141
FAX:053-576-4880
E-MAIL:kankyo@city.kosai.lg.jp

太陽光発電設備等の設置に関する事業者への対応について

太陽光または風力発電設備を設置しようとする事業者は、**あらかじめ事業の周知と理解を得るために、地域住民等に対して説明会を開催**しなければならないと市の条例で定めております。その上で、事業者は、市内で対象となる再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするときは、事業を実施しようとする日の 60 日前までに届出を行い、市長の同意を得る必要があります。

<説明会及び意見書について>

～対象となる事業～

発電出力が 10kw 以上の太陽光発電設備または風力発電設備

※住宅等の屋根など建築物に設置するものについては対象外です。

～説明内容～

- (1) 事業区域の範囲
- (2) 再生可能エネルギー発電事業の内容
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の設置に係る施工期間及び工事内容
- (4) 再生可能エネルギー発電事業により自然環境及び生活環境に与える影響
- (5) 前号の影響から自然環境及び生活環境を保全するための措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、事業区域及び周辺地域における自然環境及び生活環境の実情に応じて、市長が必要と認める事項



ほんとにだいじょうぶ？

- ・工事 ・維持管理
- ・排水 ・災害時対応
- ・自然や生活への影響・・・

～意見書～

- ・地域住民等は、事業者に対して、説明会后 14 日以内に意見書を提出することができます。
- ・事業者は、意見を申し出た地域住民等と協議しなければなりません。
- ・事業者は意見書の提出があった日から 14 日以内に、意見書に対する見解を示した書類を地域住民等に提出し、内容を説明し、理解を十分に得られるよう努めなければなりません。



<地域住民側の対応>

事業者から説明会の開催に関する連絡があったときは、以下のご対応をお願いします。

- ・事業者から説明会開催の要望、開催場所や日時について相談があった場合、調整をお願いします。また自治会長は、近隣住民への周知をお願いします。
- ・ささいなことでも懸念事項などがありましたら、説明会時に事業者へお伝え願います。
- ・説明会後は 14 日以内に意見を書面にてまとめ、事業者へ提出してください。
- ・別紙「説明会における事業内容に関する質問例(主なもの)」をまとめたので、説明会開催時や意見書作成時にご活用ください。
- ・様式 5「地域住民説明会報告書」には、自治会住民代表者の押印欄があります。これは、記載の報告内容と説明会の内容が相違ないことを認める押印となります。

【お問合せ先】 湖西市役所 環境部 環境課 環境係
TEL:053-576-1141 E-MAIL:kankyo@city.kosai.lg.jp

説明会における事業内容に関する質問例(主なもの)

☑ チェック欄

■ 工事について

- ☐ 工事の期間と時間帯は？(土日祝日、早朝や夜間も行うのか)
- ☐ 工事車両はどこに駐車するのか？(道路に駐車して通行の邪魔にならないか)
- ☐ 通行・往来する工事車両の大きさ・台数は？
- ☐ 道路(通路)が損傷しないか？(土地がへこまないか。通行人の安全は確保されるか。)
- ☐ 工事期間中、騒音、振動、砂埃が出ないか？
- ☐ 事業地は借地か？(どのような契約か。期間はいつまでか。)
- ☐ 事業地は盛土や切土をするのか？
- ☐ 太陽光パネルや発電設備(フェンスなど含む)は、隣地からどれくらい距離を置いて設置するか？
- ☐ パネルの架台はどのようにして固定するのか？(地盤の調査は行うのか、強度は十分か)
- ☐ 実際の工事が始まる前に、業者から事前連絡はあるのか？
- ☐ 工事期間中、現場の責任者は常駐するか？
- ☐ 現場の責任者は、工事に対する要望があった場合、丁寧な対応を行えるのか。
- ☐ 工事期間中に、周辺土地に何らかの影響や損害があった場合は、誰がどのように対応されるのか。
- ☐ 隣接地に住む人への健康被害はないか？

■ 地形について

- ☐ 傾斜地に設置する場合、土砂崩れの防止対策は？
- ☐ 森林に設置する場合、伐採により雨水が敷地外に流出する量が多くなると思うがその対策は？
- ☐ 農地などに設置する場合、パネルに落ちた雨がそのまま勢いよく流れるため、土砂や雨水が敷地外に流れ出ると思うが、その対策は？
- ☐ 事業地がもともと田んぼで水はけが悪い。雨水などを地面に自然浸透させる計画の場合、それで問題ないか？

■ 排水について

- ☐ 湖西市の雨量を考慮した排水路はあるか？
- ☐ 排水先はどこになるのか？
- ☐ 年々、過去最大の降雨量が記録されているが、想定する雨の量はどのくらいか？
- ☐ 発電の事業区域内に貯める場合、雨水の貯水により虫が発生した場合の対処方法は？
- ☐ 太陽光パネルに落ちた雨は、山林や農地などと比べ、そのまま勢いよく流れ出ると思うが、その水は、どのように処理されるか？
- ☐ 排水先が側溝や水路などの場合、溢れることはないか検証しているか？
- ☐ 事業区域内に水を自然浸透させる場合、どのくらいの時間分を貯める計算か？
- ☐ 工事により水道水源の水質や、公共用水域の水質が阻害されることはないか？

■ 維持管理について

- ☐ 事業地に連絡先が記載してある標識(看板)を設置するか？
- ☐ 安全上、フェンスは設置するか？
- ☐ 設備に異常があった場合、すぐに現地へ駆けつけ対応できる体制なのか？

- ☐ 暴風雨により、ソーラー設備周辺家屋の瓦や壁などが破損し、ソーラー設備に損害を与えた場合、また、逆に民家にソーラーパネルなどが損害を与えた場合は、どのような対応をとるか？
- ☐ 点検は、誰が、どのような内容で、どのような頻度で行うのか？
- ☐ 草刈りは、誰が、どのような頻度で行うのか？
- ☐ 事業地から建設残材の飛散や雑草の繁茂等、周辺環境への影響がないよう対策はするのか？
(除草剤などの散布する場合、事前に散布日時等を周知してほしい。)
- ☐ 設置した施設を売却する予定はあるか？その際は、近隣住民などに周知の連絡があるか？
- ☐ 将来、何らかの理由でソーラー事業をやめたり、会社の存続がなくなる事態があったりした場合の対応は？
- ☐ 廃棄はいつなのか？放置されることのないよう処分計画・処分費用の積立計画はあるのか？

■ 設備・反射光について

- ☐ 反射光の対応方法は？(低反射性のパネルか。まぶしい場合はパネルの角度を調整可能か。)
- ☐ 反射光などの影響で、暑さが増すのではないかな？
- ☐ パワーコンディショナーの音はどの程度かな？

■ 営農型太陽光発電設備について

- ☐ 営農型の場合、誰が、何の農作物を育てるのか？(営農作業の頻度は)
- ☐ 営農型の場合、パネル設置位置が高く、パネル下からの風の影響が大きいと思うが、台風等によりパネルが外れて飛来するなどの事故の可能性は？
- ☐ 営農と言っているが、目的は太陽光発電で、農作業は、ほとんど行わないのではないかな？

■ その他

- ☐ 国の固定買取制度(FIT・FIP 制度)は活用するのか？
- ☐ 太陽光発電設備の設置に関して国(経済産業省)への手続きが必要と考えるが、今回の計画も手続きは不備なく行っているのか。
- ☐ 太陽光パネルで発電した電気はどうなるのか。
- ☐ 計画や設計に関する基準は、適合しているのか。また、その内容は、国が確認しているのか。
- ☐ 事業地は接道要件を満たしている場所なのか。
- ☐ 周辺で太陽光発電設備の建設が進み、住宅が取り囲まれ、日常生活を送るのに障害が発生する可能性についてどう考えているかな？

など



【お問合せ先】

静岡県湖西市吉美 3268 番地
湖西市役所 環境部 環境課 環境係
TEL:053-576-1141
FAX:053-576-4880
E-MAIL:kankyo@city.kosai.lg.jp

防疫薬剤の配布について

わたしたちの身のまわりには多くの害虫の発生源があります。

発生源に防疫薬剤を使用することで、効率よく害虫の発生を抑制することができます。

害虫（ハエ、蚊の幼虫など）駆除のための薬剤を自治会に配布します。

【害虫の発生源】

雨水マスや側溝などの溜まっている水や壁面などの汚泥は、蚊、ユスリカやチョウバエなどの発生源になります。

【薬剤の効果】

薬剤は、発泡性の錠剤ですので水中に投入すると炭酸ガスを発生しながら溶け、隅々まで拡散します。雨水マスや側溝などを清掃した後の散布は、より効果的です。

害虫の幼虫・さなぎに作用し駆除します。

ほ乳動物や魚介類に対して安全性の高い薬剤です。

【薬剤使用方法】

配布薬剤名：アース・スミラブ発泡錠（2錠分包）

側溝に散布する場合の用法、用量

降雨時に溜まる水深を想定して、下記表を目安に直接散布します。

側溝幅	深さ	使用方法
30cm	5cm	10mごとに1錠散布
	10cm	6mごとに1錠散布
	15cm	3mごとに1錠散布

【薬剤の受渡について】

事前に必要数及び日時をご連絡いただきますと、速やかにお渡しできます。

薬剤効果があがるように、自治会単位での薬剤散布を推奨します。

薬剤の受取は、散布までの薬剤保管の関係上、自治会役員の方に来ていただき、環境課窓口でのお渡しとなります。その際、受取者の署名をお願いします。

なお、薬剤が余りましたら、誤飲及び不適切な使用防止のため、自治会で保管せず、環境課まで返却願います。

環境課 生活係

TEL (053) 576-4533 FAX (053) 576-4880

E-mail : seikatsu@city.kosai.lg.jp

自治会への各種依頼・連絡

出前講座の活用とごみステーション等の維持管理について

【ごみステーションの維持管理について】

ごみステーションの日常的な管理、清掃は、各自治会など普段からごみステーションを利用する方をお願いしています。なお、維持管理に必要な防鳥ネット等は環境センターにて支給しています。

また、ごみステーションの統廃合や移設、修繕は、別添の様式に必要事項を記入し環境センターまでご提出ください。

※様式がデータで必要な場合は、自治会名と必要な様式名を下記メールアドレスまでご連絡ください。

【電池内蔵の小型家電の出し方について】

電池内蔵の小型家電が、令和7年4月からごみステーションに出せるようになります。

隔週水曜日の乾電池・充電式電池のオレンジ色コンテナに、これまで出せた乾電池・充電式電池・モバイルバッテリーに加え、電池内蔵の小型家電が出せるようになります。追加される品目については別紙チラシを参照してください。

【新規 ごみステーション監視カメラの設置について】

令和7年度から、ごみ出しルール違反を防止するため、監視カメラを市で設置できるよう準備をしています。1か月間録画を行い、録画した映像をもとに、自治会の皆様と対策を検討・協議するものです。詳細につきましては、環境センターにお問合せください。

【リサイクル資源集団回収奨励金の案内について】

リサイクル資源集団回収を実施する団体(自治会、こども会など)に対し、市から奨励金が交付されます。実施の回数や世帯数に応じ奨励金の額が異なりますので、環境センターにお問合せください。

廃棄物対策課 廃棄物係

Tel 053-577-1280

Mail haitai@city.kosai.lg.jp

(宛先)湖西市長

申請者

住所

氏名

TEL

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

一時集積所(新設・変更・廃止)要望書

自治会・町内会名		一時集積所 管理番号	
一時集積所管理者	名前		
	住所		
	TEL		
回収開始希望日 (変更・廃止希望日)	年 月 日		
ごみ籠・コンテナ 希望設置数	種類	台数	台
一時集積所の位置図(必要に応じて詳細図も記載してください。)			

※変更の場合は、変更事由を記載すること。

小型家電

(電池内蔵)

令和7年4月から

ごみステーションに出せるようになります。

対象となる品目は充電式の小型家電(電池が取り外せないもの)となります。詳細は裏面を参照してください。
回収日は、乾電池の回収日となりますので
ごみカレンダーを確認してください。

乾電池コンテナ



湖西市廃棄物対策課

☎053-577-1280 haitai@city.kosai.lg.jp

対象の品目

イヤホン



カメラ



携帯型ゲーム機



携帯型扇風機



電気カミソリ



電動歯ブラシ



補聴器



モバイルバッテリー



電子タバコ



災害時避難行動要支援者承諾者名簿について

災害対策基本法に基づき、災害時に避難行動の支援が必要となると想定される方の名簿を作成しています。名簿掲載者のうち、自治会、自主防災会、民生委員への平常時の情報提供に同意した方の名簿を配付します。

【避難行動要支援者とは】

災害時に自分や家族だけでは避難することが困難な方で、次のいずれかに該当する方（施設等に入所している方は除きます）

- ① 要介護3以上の方
- ② 身体障害者手帳（1級・2級）を所持している方
- ③ 療育手帳（A判定）を所持している方
- ④ 市の緊急通報サービスまたは配食サービスを利用している方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持している方（希望者のみ）
- ⑥ 静岡県の難病医療費助成を受給している方（希望者のみ）
- ⑦ 人工呼吸器等を使用している方（希望者のみ）
- ⑧ ①～⑦に該当しないが準ずる状態にある方

【避難行動要支援者承諾者とは】

避難行動要支援者のうち、地域防災関係者への平常時の情報提供に同意した方です。

令和7年3月時点で、約880名が同意しています。

自治会長の皆様には、自治会単位の手帳を配付します。

【避難行動要支援者承諾者名簿の活用について】

災害時の安否確認や防災訓練、個別避難計画の作成など、地域の実情に合わせてお役立てください。なお、名簿掲載者への救助責任等を生むものではありません。

【名簿の配布先について】

市から、自治会長の皆様と民生委員の皆様に配付します。お手数をお掛けし恐縮ではございますが、自治会長におかれましては、名簿の写しを自主防災会にご提供ください。

【名簿の管理について】

個人情報に記載されています。適切な管理をお願いいたします。

担当 地域福祉課 福祉総務係
電話 053-576-4873
E-mail:chifuku@city.kosai.lg.jp

令和6年度 個別避難計画作成モデル事業 ～ひなんさんぽ～

■参加者

- ・当事者 ・サポート実施者※1 ・自治会 ・自主防災会 ・民生委員
- ・湖西市社会福祉協議会 ・福祉専門職 ・地域防災指導員 ・一般市民 ・行政

※1 サポート実施者とは、当事者の近隣住民で避難の手助けや声かけをする人を指します。

■R6年度モデル地区

土砂災害警戒区域のある岡崎地区、入出地区



■自治会・自主防災会・民生委員の役割

STEP1

行政との打ち合わせに参加し、開催日や当日の活動内容、スケジュール確認などを行います。

STEP2

個別避難計画作る対象者（避難行動要支援者）を決めて、アポイントを取ります。
※説明に使う原稿を市が提供します。

STEP3

地域の中から対象者（避難行動要支援者）の避難を支援するサポーターを決めて、アポイントを取ります。※説明に使う原稿を市が提供します。

STEP4

ひなんさんぽ当日、個別避難計画の作成に携わります。

■当日のスケジュール

- 10:00 避難行動要支援者自宅から避難場所までの避難訓練
- 10:30 防災講話（講師：地域防災指導員）
- 11:00 私の避難計画、マイタイムラインの説明（危機管理課）
- 11:05 個別避難計画の説明（地域福祉課）
- 11:10 グループで計画作成（個別避難計画、私の避難計画、マイタイムラインの作成）
- 11:30 終了

<令和7年度の事業計画について>

新居地区津波浸水想定区域(一部)で個別避難計画作成事業（ひなんさんぽ）を実施予定です。（※10.11月頃）

対象地域の自治会・自主防災会・民生委員の皆様におかれましては、説明会にご参加くださいますようお願い申し上げます。詳細は、後日ご案内いたします。

日本赤十字社会員増強運動について

日本赤十字社の会費収納業務にご協力をお願いいたします。

※会費は、指定口座への振り込みをお願いいたします。

【日本赤十字社会員増強運動とは】

日本赤十字社（以下、日赤）の活動や理念を理解していただき、日赤会員を募る活動です。集められた資金は日赤の組織の基盤となっています。日赤会員となることで、国内外の災害救助活動をはじめ、奉仕活動、社会福祉など国際的な人類の助け合い運動の仲間入りをしています。

※会員 日赤の目的に賛同し、活動を支援する個人または団体で、会費として年額 500 円以上を納入した方。

【会員募集の流れ】

1. 日赤活動のPR（4月15日）
「赤十字しずおか 2025 特別号」を各戸に配布します。
2. 会費の取りまとめ依頼（自治会依頼事項説明会／4月15日）
市→自治会長→町内会長→組長→各世帯
3. 会費の集金（5月中）
4. 会費・口座登録用紙・集計表を市へ提出（6月30日締切）

○会費…指定口座へ振り込んでください。

○口座登録用紙（水色）・集計表…返信用封筒で地域福祉課に郵送してください。

5. 日赤静岡県支部へ送金（7月）
全自治会の入金確認後、市で集計し日赤静岡県支部へ送金します。
6. 集金手数料の支払い（11～12月頃）
手数料として集金額の約7%を市から自治会口座へ振り込みます。
※市への振込手数料が発生した場合は、自治会（町内会）への手数料と共に清算します。

【詳細について】

自治会依頼事項説明会後に配付した資料（日赤の手提げ袋に入っています）をご参照ください。

担当 地域福祉課 福祉総務係
電話 053-576-4873
E-mail:chifuku@city.kosai.lg.jp

地区民生委員・児童委員の推薦のお願いについて

令和7年 民生委員・児童委員 一斉改選について

民生委員・児童委員の任期が令和7年11月末をもって終了します。任期満了に伴い退任意向を示した委員の担当地区については、下記の日程で後任候補者の推薦を進めております。つきましては、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

※後任候補者の推薦をお願いしている地区については、次ページをご参照ください。

【経緯と今後の流れ】

月	地域福祉課	自治会
令和6年11月	現民生委員・児童委員へ退任・再任意向調査を実施	
令和6年12月上旬	退任意向調査の結果を基に自治会へ後任候補者選出の依頼	
令和6年12月上旬 ～ 令和7年5月30日		候補者が見つかり次第、地域福祉課へ推薦書の提出

候補者の報告期限は令和7年5月30日（金）です。推薦事務手続き上、できる限り早めにご提出いただきたく存じます。なお、報告期限後も随時受付をします。

最後に、民生委員・児童委員の担い手を確保するのは、当市のみならず全国的にも難しい状況にあります。地域住民の身近な相談相手、見守り役、関係機関へのつなぎ役として地域福祉において大きな役割を果たしており、地域福祉の質の確保のために不可欠な存在ですので、民生委員制度にご理解いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

民生委員・児童委員について

- ①名称 民生委員は、児童委員を兼ねるため、「民生委員・児童委員」と呼ばれます。
- ②任期 1期3年 現任期 令和4年12月1日から令和7年11月30日まで

候補者推薦に当たって

- ・ 民生委員・児童委員の活動内容等について、（民生委員・児童委員の協力が得られれば、委員とともに）ご説明に伺います。ご希望の際には、地域福祉課までご連絡ください。
- ・ 推薦書については前年度（令和6年度）自治会長様よりお受け取りください。紛失等により再度推薦書の発行が必要な場合は、地域福祉課までお申し付けください。

担当 地域福祉課 福祉総務係
 電話 053-576-4873
 E-mail: chifuku@city.kosai.lg.jp

【後任候補者推薦依頼地区一覧】

	自治会	人数	担当区域
1	表鷺津	1	南 3 丁目（10～11 組除く）
2		1	北町、汐路町、新明町
3	鷺津	1	東町 1 丁目、東町 2 丁目
4		1	東町 3 丁目
5		1	田町、栄町 1 丁目
6		1	栄町 3 丁目（1～8・10・11・13～15・17・19・20 組）
7		1	栄町 3 丁目（9・12・16・18・21）、栄町 4 丁目
8	河美	1	河原南 1 丁目、本一東、みのわ
9	古見	1	古見上町、遠曲谷（5～7 組）
10	新所	1	正砂町、日之岡（7・8・10 組除く）
11		1	月見ヶ丘団地、池、日之岡（7・8・10 組）
12	岡崎	1	新古、岡崎
13	南上の原第 1	1	南上の原東 4、南上の原東 5
14		1	南上の原東 2、南上の原南 2
15	南上の原第 1、3	1	南上の原西 5（8 組除く）、南上の原南 1
16	南上の原第 2、3	1	南上の原西 6（1～3・11～13 組）、南上の原北
17	南上の原第 3	1	南上の原西 2
18		1	南上の原西 4（1・2 組）、南上の原西 6（4～10・14 組）、南上の原西 7
19	新所原	1	新所原四丁目
20	入出	1	6 町内、7 町内、8 町内
21		1	10 町内、11 町内、12 町内
22	大知波	1	大原町、上向、上小路、南山、南山東
23		1	中村、前川岸、山崎、北向、宮町
24	新居中央	1	西町、上田町、中田町
25		1	源太山（7～25 組）
26		1	新弁天
27	新居南	1	港町
28		1	ひばりヶ丘
29		1	新居弁天
30	橋本	1	日ヶ崎北（1～16 組）
31		1	日ヶ崎南（17～27 組）
32		1	若磯
33	三ツ谷	1	三ツ谷東（7～9・11～19・51～53 組）
34		1	三ツ谷西（1～6・10・20・21・54～58 組）
35	あけぼの	1	あけぼの

湖西市地域包括支援センター運営協議会及び湖西市高齢者プラン推進委員会、湖西市地域包括ケアシステム推進会議の委員の推薦依頼について

【依頼事項】

- ・湖西市地域包括支援センター運営協議会及び湖西市高齢者プラン推進委員会、湖西市地域包括ケアシステム推進会議の委員の推薦

【委員の主な職務】

- ・湖西市地域包括支援センター運営協議会及び湖西市高齢者プラン推進委員会、湖西市地域包括ケアシステム推進会議の出席（同日開催、年2回程度予定）

【任期】

- ・令和7年度から令和9年度

【推薦方法】

- ・別紙「推薦用紙」に委員の氏名、住所、連絡先、生年月日をご記入の上、FAXにてご提出ください。

【提出期限】

- ・4月22日（火）

【報償】

- ・委員 6,000円

【その他】

- ・ご不明な点がございましたら、担当までお問い合わせください。

担当：高齢者福祉課 TEL：053-576-4916 FAX：053-576-1220 Mail：kourei@city.kosai.lg.jp

湖西市役所 高齢者福祉課 宛
FAX 053-576-1220
E-mail kourei@city.kosai.lg.jp

推 薦 書

令和 年 月 日

湖西市長 様

推薦団体名

代表者氏名

湖西市地域包括支援センター運営協議会委員及び湖西市高齢者プラン推進委員会委員、湖西市地域包括ケアシステム推進会議委員として下記の者を推薦いたします。

(ふりがな)	
氏 名	
住 所	〒 () _____ Tel (- -)
生年月日	昭和 年 月 日

【依頼】湖西市保健推進員の推薦及び地区活動への協力について

【湖西市保健推進員とは】

- ・湖西市保健推進員は、「自分の健康は自分で守る」をスローガンに、市民の健康意欲の高揚と、健康づくりの推進を目的に活動する団体です。健康づくりに関する研修を受けながら、各地区で市民向けの教室を企画運営するなど、健康づくりの取組みを実施しています。
- ・保健推進員は、自治会から推薦され、市長の委嘱を受けて、2年の任期で活動しています。
- ・市内全域を9地区に分け、約70名で活動しています。

《依頼内容》

【保健推進員推薦】

保健推進員の定員は70名です。任期は2年で半数ごと毎年交代しています。次年度の推進員の推薦を毎年10月頃にお願いしています。

【地区活動への協力】

- ・保健推進員が地区活動として教室等を開催するにあたり、案内チラシの回覧のご協力をお願いします。
- ・保健推進員の地区活動として、健康づくりの啓発（資料を配布しながら説明を行うなど）の活動を、自治会の会合やイベント等で実施したいと依頼があった場合に、ご協力をお願いします。

健康増進課 健康づくり係
TEL : 053-576-1114
FAX : 053-576-1150

【依頼】胸部集団検診時の会場借用・会場の鍵の開け閉めについて

【胸部集団検診とは】

- ・ 4月から6月に市立湖西病院の胸部検診バス（胸のレントゲンバス）が湖西市内の各会場を巡回します。

《依頼内容》

【会場の借用】

胸部検診実施のための会場借用をお願いしております。借用対象会場の自治会長様へは借用依頼書を送付いたします。

【会場の鍵の開け閉め】

- ・ 会場によっては室内で受付を実施させて頂きたく、検診時間前後に会場の鍵の開け閉めをお願いしております。こちらも対象自治会長様へは依頼書を送付いたします。

令和7年度の胸部検診の日程については別紙をご確認ください。

以上、ご協力をお願いいたします。

健康増進課 健康づくり係

TEL : 053-576-1114

FAX : 053-576-1150

【連絡】コーちゃん健康マイレージ指定事業について

コーちゃん健康マイレージは、市民の健康づくり、介護予防、社会活動の実施に対してポイントを付与し、計 25 ポイントを貯めて応募することで、抽選で景品が当たる事業です。参加者は自分で立てた目標を実施することで 1 ポイント、市が指定する事業に参加することで 2 ポイント(コーちゃんスタンプ)貯めることができます。

市が指定する事業の中に、「自治会で行う健康づくり、介護予防、社会活動」も含まれています。

自治会で健康づくりや介護予防、社会活動に関するイベントを開催する場合に、ポイントを付与するためのスタンプ等の物品を貸出いたしますので、健康増進課へご連絡ください。

【実施期間】

令和 7 年 5 月 1 日～令和 8 年 1 月 31 日

【貸出しできる物品】

- ・コーちゃんスタンプ、LINE 用 2 次元コード等ポイント付与に関する物品
- ・のぼり旗

※使用後は健康増進課に返却してください。

【配布できる物品】

- ・ポイントカード付パンフレット
- ・ポスター

健康増進課 健康づくり係

TEL : 053-576-1114

FAX : 053-576-1150

防犯灯に関する要望について

【新設】

防犯灯の新設を要望する場合、別添の「防犯灯新設要望書」に必要事項を記入して5月30日（金）までに提出してください。

※場所が分かるように地図・電柱番号を必ず記載してください。

【不点灯・修繕】

LED灯具の不点灯・修繕を要望する場合は、随時受け付けておりますので、別添のコールセンターへご連絡ください。

なお、専用柱の腐食等は、市役所危機管理課までご連絡ください。

危機管理課 安全まちづくり係
Tel 053-576-4538
Mail kikikanri@city.kosai.lg.jp

防犯灯に係る説明書

1 防犯灯設置について

○住宅地における夜間の歩行の安全確保と犯罪の防止を目的に、公道を照らす場所に危機管理課で防犯灯を設置します。

※道路状況や交差点での車両確認等を目的とする道路照明灯は土木課の管理となります。

2 新設要望について

○防犯灯の新設要望をいただいた場所が設置基準に照らして適切か、また、防犯上必要な場所であるかの調査を危機管理課で行います。

① 提出書類

- ・別添「防犯灯新設要望書」に必要事項を記入して提出してください。
- ・付近住所の記入、対象の電柱番号またはNTT柱番号の記入を必ずお願いします。

② 設置基準

- ・灯具は原則、中部電力またはNTTが所有する電柱に設置します。やむを得ない場合は、専用柱に設置します。
- ・屋外照明からおおむね30メートル以上離れた場所に設置します。
(屋外照明：防犯灯、道路照明灯、商店街灯、公園等に設置された照明灯等)
- ・灯具は、原則として地上から4.5メートル以上となる高さに設置します。

※集合住宅等の敷地内道路、個人住宅、駐車場等の照明となる場合は対象外です。

③ 設置要望優先順位等

- ・要望された場所は全て市職員による現地調査を行います。複数の場所へ設置をご要望される場合は、自治会内で要望場所を精査し、必ず優先順位を記入してください。

3 新設分電気料金について

○令和6年度以降に新設する防犯灯の電気料金については、要望を行った自治会にて負担いただきます。

○防犯灯設置後、おおむね12月頃から中部電力ミライズより自治会宛に電気料金の請求書が届きますので、中部電力ミライズに直接支払いをお願いします。支払いは月払いとなります。

《支払方法の変更について》

1. 初月の請求（初月は日割計算）は、中部電力ミライズから口座振込用紙が届きます。
2. 翌月以降も振込用紙が届きますが、支払方法を変更したい場合は、直接中部電力ミライズ（0570-048-155）に問い合わせて変更手続きをしてください。
3. 自治会で他に中部電力ミライズへのお支払いがある場合は、請求書を1枚にまとめることも可能です。2と同様に、直接中部電力ミライズへお問い合わせください。

4 管理等

○防犯灯周辺の草木の管理にご協力をお願いします。

○防犯灯（灯具）の不点灯を見かけた際は、お手数ですが別添のとおり、コールセンター（０５７０－６６６－１８１）へお電話してください。

○防犯灯専用柱につきましては、簡易点検等を実施していただき、腐食等により修繕が必要な場合は、「自治会要望書」にご記入のうえ、危機管理課へ提出をお願いします。

5 新設要望書の提出について

[受付場所] 湖西市役所 2 階 市民安全部 危機管理課 安全まちづくり係

TEL 053-576-4538

[提出日] 令和 7 年 5 月 30 日 (金) までをお願いします。

R7防犯灯新設要望書

湖西市長 宛 （危機管理課）

下記のとおり防犯灯の新設を要望します。

※本件設置の際は、防犯灯の電気料金を自治会にて負担いただくことをご理解ください。

自治会		自治会長名	
			(署名又は記名押印)
町内会		町内会長名	
			(署名又は記名押印)
場所 (地番)	※付近住所を記入してください。		
要望理由			
優先順位	要望の優先順位 第____番		
灯具周辺の 草木の管理	できる ・ できない	— 要望場所周辺図 — ※広域地図や詳細地図を添付するか、その地点や道路の状況が分かるように記載してください。別紙可。 4	
設置の種類	LED灯(7VA)		
(中電柱番号) ※例: 12ア345			
(NTT柱番号)			
(隣接者及び電柱等の地主の承諾) どちらかに○をつけて下さい。		危機管理課受付欄	
有 ・ 無			

※太枠内のみ自治会で記入してください。

新設要望書は必ず5/30（金）までに提出ください。

湖西市防犯灯のLED化について

市では、防犯環境の整備、電気料金の効果的な削減、並びに環境負荷の低減を図るため、市内の全域の防犯灯を「ESCO事業」を導入し、LED防犯灯に改修しました。
湖西市で管理するLED防犯灯には、「湖西市●○○○○」と書かれた黄色い管理プレートもしくは白い管理ステッカーがついています。(●→K、E、S いずれかのアルファベット、○○○○→4桁の数字が記載されています。)今後、防犯灯の不点灯・不具合を見かけましたら、下記コールセンターまでご連絡をお願いいたします。

東芝 ビルファシリティコールセンター
TEL「0570-666-181」

*ナビダイヤルでの受付（防犯灯はガイダンス番号①となっております）

*夜間休日含め24時間対応

*通話料については、発信元のご負担となります。

湖西市で管理する防犯灯には管理プレート等がついています。

【LED防犯灯】



【管理プレート】



【管理ステッカー】



コールセンターに伝える項目

- ①……氏名
 - ②……連絡先
 - ③……「湖西市●○○○○」
 - ④……内容(状況)
- ①～④必須
- ⑤……住所(防犯灯設置場所)

町内会、組の新設等について

世帯数の増減により、町内会や組を新設・合併・変更・廃止する場合には、下記の書類を提出してください。

【提出書類】

●町内会の新設・合併・変更・廃止の場合

- ①町内会（設立・合併・変更・廃止）届
- ②設立総会の議事録
- ③規約
- ④区域図
- ⑤その他（市が提出を求める書類）

●組の新設・合併・変更・廃止の場合

- ①組（設立・合併・変更・廃止）届
- ②構成員名簿
- ③区域図
- ④その他（市が提出を求める書類）

【提出時期】

変更等予定の1ヶ月前までに提出してください。

市民課 協働共生係

Tel 053-576-1213

Mail kyodo@city.kosai.lg.jp

湖西市国民健康保険運営協議会委員の推薦について

湖西市国民健康保険運営協議会委員の任期が令和 7 年 8 月 31 日をもって任期満了となるため、新たな委員（3 名）の推薦をお願いします。

【目的及び委員構成】

湖西市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために設置されている機関で、被保険者代表、健康保険関係者、医師、歯科医師、薬剤師、公益代表の方 11 名で構成されています。

【主な審議内容】

- ・ 国民健康保険税率等の改正
- ・ 国民健康保険事業の運営について
- ・ その他（報告事項等）

【報酬】

運営協議会出席 1 回につき、「湖西市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、報酬（日額 6,000 円）支給いたします。

【今回の任期】

令和 7 年 9 月 1 日～令和 10 年 8 月 31 日（3 年間）

【ご推薦いただきたい方】

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ・ 湖西市自治会連合会会長 | 1 名 |
| ・ 任期中に国民健康保険に加入されている方（湖西地区） | 1 名 |
| ・ 任期中に国民健康保険に加入されている方（新居地区） | 1 名 |

【依頼の流れ】

6 月頃に依頼書を送付しますので、推薦書に推薦者をご記入のうえご返送くださいますようお願いいたします。

保険年金課 国保年金係

Tel 053-576-4585

Mail kokuho@city.kosai.lg.jp

【連絡】 令和7年度 湖西おいでん祭について

例年実施しています「湖西おいでん祭」について、令和7年度の日程及び会場についてご連絡いたします。今後の自治会予定などにご配慮賜りますよう、お願い申し上げます。

【日程】 9月20日（土） 12：00開始予定 20：00終了予定

【会場】 ボートレース浜名湖 対岸駐車場

文化観光課 観光係
TEL 053-576-1230

令和7年度 緑の募金運動について（お願い）

【要旨】

《内容及び目的》

『緑の募金』は、森林の造成や緑化推進のため、また緑化意識の普及啓発のため、自治会・町内会等での地域募金運動をお願いするものです。この募金は、年度末に各自治会・町内会の公共性の高い場所への植樹用苗木や植栽用堆肥、スコップ、移植ごてなどの緑化資材として還元されます。

※自治会・町内会の所有地以外に植樹される場合は、土地の所有者、又は管理者の了承を必ずもらってください。

《自治会への依頼事項》

- ① 募金の取りまとめ（募金額は任意ですが、目安としては1世帯あたり50円程度でお願いします。）

〈その他〉

※緑の募金シールについては、自治会長様の事務負担も考慮し、配布は廃止となりました。ただし、必要な場合にはお渡ししますので必要枚数を産業振興課までお知らせください。

- ② 募金の振込（期限令和7年6月30日（月））

《募金振込以降の予定》

12月～1月：苗木の希望調査（募金額に応じた各自治会、町内会毎の配布金額を目処に調整）

2月～3月：苗木などの配布

～次ページへ続く～

産業振興課 農業水産振興係
TEL 053-576-1216
FAX 053-576-4876
Mail nousui@city.kosai.lg.jp

《参考：令和6年度実績》

○募金総額 787,730 円（前年比 -35,018 円）

○静岡県グリーンバンクからの交付金 443,000 円（前年比 -11,000 円）

【算定数式】

○令和6年度募金分交付額

787,730 円 × (1 - 0.236)（緑の羽根等の必要経費 23.6%）

× 0.7（協会からの交付割合） = 421,000 円（千円以下切捨）

○活動経費精算額 22,000 円

※活動経費精算額とは、募金活動経費として 25%を控除していましたが、令和5年度決算において 22.4%に確定したので、その差額の精算額

○令和6年度募金分交付額 440,000 円 + 活動経費精算額 22,000 円 = 443,000 円（交付額）

《令和6年度緑化資材配布実》

苗木等の配布 44 本、資材の配布等（堆肥等）

【内訳】

・キンモクセイ（H-1.5m）	2,200 円 × 3 本 = 6,600 円
・カンツバキ（H.W-0.4m）	1,300 円 × 8 本 = 10,400 円
・アメリカ花水木（赤）（H-2.0m）	7,100 円 × 2 本 = 14,200 円
・アメリカ花水木（白）（H-2.0m）	6,100 円 × 1 本 = 6,100 円
・カリン（H-1.0m C-10 cm）	10,000 円 × 1 本 = 10,000 円
・低木ツツジ（H-0.4m W-0.4m）	750 円 × 2 本 = 1,500 円
・カワズザクラ（H-1.0m）	1,900 円 × 8 本 = 15,200 円
・芝生（㎡あたり）	900 円 × 3 本 = 2,700 円
・キシマツツジ（H-0.4m W-0.3m）	700 円 × 2 本 = 1,400 円
・ソメイヨシノ（H-2.5m C-10 cm）	6,000 円 × 3 本 = 18,000 円
・ソメイヨシノ（H-1.0m）	1,400 円 × 6 本 = 8,400 円
・炭（30ℓ/袋）	2,200 円 × 1 本 = 2,200 円
・あつみ花の里（25ℓ/袋）	1,300 円 × 64 袋 = 83,200 円
・バーク堆肥（40ℓ/袋）	850 円 × 26 袋 = 22,100 円
・運搬費	2 回 = 25,683 円

（その他）

・緑化用資材（堆肥）	203,349 円
・緑の募金資材	11,968 円

合計 443,000 円

湖西市森林保護整備事業費補助金のお知らせ

【依頼時期】

令和7年4月15日（火）

【要旨】

湖西市内で、竹林等の森林整備が困難となっている荒廃した森林のうち、緊急に整備が必要な森林について、必要な森林整備を実施する際に、事業費の10分の10以内（上限あり）において補助金が給付されます。

～湖西市森林保護整備事業費補助金のお知らせ～

＜趣旨＞

湖西市に交付される「森林環境譲与税」を活用して、森林整備が困難となっている荒廃した森林のうち、緊急に森林整備が必要な森林について、必要な森林整備を行うことを目的とする。

＜対象となる森林＞

湖西市森林整備計画対象民有林で以下の様な森林

- ・竹林や広葉樹林が適正に管理されず、土砂災害等が起こる可能性がある場所。
- ・湖西市道など公共性が高い施設に隣接し、事故等の危険性が高い場所。
- ・倒木し、電線等にかかる可能性がある場所。 など

整備前

イメージ写真

整備後



＜補足事項＞

- ・静岡県が実施する「森の力再生事業」では、県道沿など、より公共性の高い場所でしか対象とならないが、本事業では、市道沿など、より広域的な範囲で対象となる。
- ・整備完了後、3年間は対象森林を適正に管理し、森林の状況を市への報告する必要があるため、土地所有者の理解が必要。



3者連携し、湖西市内の森林を適正に管理していきましょう

産業振興課 農業水産振興係
Tel 053-576-1216
FAX 053-576-4876
Mail nousui@city.kosai.lg.jp

道路河川愛護事業について

【依頼時期】

5月中旬から10月下旬（特に春と秋）

【要 旨】

地域住民の参加による道路美化運動を実施することにより、道路愛護思想の普及啓発を図るとともに、安全で快適な道路環境づくりを行う。

道路河川愛護事業について

地域住民の参加による道路美化運動を実施することにより、道路愛護思想の普及啓発を図るとともに、安全で快適な道路環境づくりを行うものです。

「自分たちの住む地域を、自分たちの手により美しくする」ことで、地域への愛着と連帯感が生まれ、安全で快適な環境づくりが進むと考えておりますので、自治会をはじめとする地域住民の皆様方のご理解とご協力により、道路河川愛護を進めて参りたいと思います。

よろしくお願いいたします。

《対 象》

- ・道路側溝や水路のドブさらい
- ・道路法面や河川堤防の草刈り
- ・道路に出ている木枝の処理
- ・植樹帯の草刈り 等

《対象外》

- ・私道
- ・神社
- ・自治会や町内会所有地の公民館敷地内
- ・自治会管理又は管理委託の公園
- ・市営住宅、県営住宅、雇用促進住宅 等

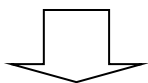
◆道路河川愛護事業の流れ

1 日程の調整

前年度末に各自治会のご要望を伺って、次年度の日程や資機材の調整を行います。途中で変更及び追加する場合は、早急にご相談ください。

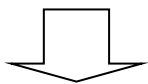
○市の交付金などの対象となる道路河川愛護事業の回数は、各自治会年3回までとなります。(交付金、リース及び借上料)

○1回の道路愛護事業で、市が用意するダンプの台数(市有車・リース車の合計)は、5台までとなります。



2 実施計画書の提出

事業実施日の2週間前までに、実施計画書(様式第1号)を土木課に提出してください。



3 事前準備

事業実施に向けた準備をお願いします。

○市との打合せ

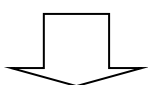
○市有ダンプの集合時間と場所の確認

○当日の連絡先と天候不順の場合の連絡先の確認

○リース車の受け渡し確認(リース車がある場合)

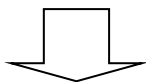
○貸し出し機材、支給資材の受け渡し方法(蓋上げ機、砕石 等)

○自治会の準備資機材の確認(草刈り機、借上車両機械 等)



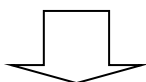
4 道路河川愛護事業の実施

- ・怪我や事故に気を付け安全に実施してください。
- ・天候不順等により中止や順延とする場合には、当日午前7時までに市役所守衛室（576-1111）に連絡してください。
- ・順延した場合には、再度日程の調整をしてください。



5 道路河川愛護事業終了

市の廃棄物搬入先（笠子廃棄物処分場・内山資材置き場）を利用する場合は、搬入が終了した時点で、市の携帯電話（090-2186-3439）にご連絡をお願いします。



6 道路河川愛護事業実施後

事業実施後10日以内に、下記書類を添えた事業実績報告書（様式第2号）を、土木課に提出してください。

〈提出書類〉①事業実績報告書（様式第2号）

②自動車等使用報告書

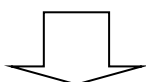
（市の車両、市で頼んだリース車両を除く。）

③車両等の所有者の明細書

④草刈り機所有者の明細書

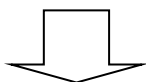
⑤写真（作業前後、作業中）3～5枚

※碎石支給があった場合は別途必要



7 交付金確定通知書と交付金請求書・自動車等使用請求書の送付

土木課で事業実績報告書の書類を審査した後に、交付金確定通知書及び交付金請求書、自動車等使用請求書を自治会へ送付します。

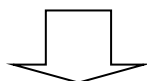


8 交付金等の支払い

交付金等の支払いは、各自治会口座に振り込ませていただきます。

○市から自治会に振り込むもの

- ・交付金 当日の参加人員に応じて、お支払いします。参加人数の把握をお願いします。
- ・借上料 自治会で用意した機材（ダンプ、草刈り機等）に対して、借り上げ料をお支払いします。なお、市が頼んだリース車両は、除きます。



◆ もし事故が起きてしまったら・・・

- ・怪我人救護と安全確保（交通事故の場合は警察への届出も）をしてください。
- ・事故について、土木課（５７６－４５４５）までご報告ください。

（参考：市が契約する保険内容）

○保険金額・・・死亡・後遺障害 350 万円、入院 5,000 円/日、通院 3,000 円/日

特定疾病補償付帯（熱中症など）

○第三者への損害・身体：1 名 1 億円（1 事故 3 億円）、財物：1 事故 1,000 万円

◆道路河川愛護事業でのダンプの使用方法

1 市役所のダンプを使用する場合

市のダンプは、市の職員が運転して現地に出向きますので、次の点に注意してください。

- ① 事前に当日の集合場所を指示してください。(例 ○○公民館駐車場)
- ② 市職員が8時半頃までに、集合場所に到着します。
- ③ 作業は、11時頃までの終了を目安としてください。
- ④ 作業の案内と荷卸しを手伝っていただく方を選んでください。(集合場所からダンプに同乗してもらいます。)
- ⑤ ダンプへの積込は、参加者でお願いします。
- ⑥ ダンプへの廃棄物の混載はしないでください。別紙「廃棄物の搬入と分類について」をご確認ください。
- ⑦ 作業が終わった際は、必ず作業終了を市職員にお伝えください。

2 市がリースした車両を使用する場合

(1) ダンプ使用台数の調整（自治会・土木課）

必要なリースダンプの台数を決めます。

(2) リース会社への申し込み（土木課⇒リース会社）

必要な台数を、市がリース会社に申し込みます。

(3) 自治会への連絡（土木課⇒自治会）

自治会に、申し込んだリース会社をお知らせします。

(4) リース会社との調整（自治会⇒リース会社）

自治会で、リースの段取りを調整します。

- ・リース車両の借用の方法
- ・リース車両の返却の方法
- ・運転手の手配（自治会で）

(5) 道路愛護事業の実施

(6) リース会社への支払い（土木課⇒リース会社）

3 自治会で借用した車両を使用する場合

自治会で借用できるダンプ等があれば、利用していただいても構いませんが、必ず自動車保険等に参加している車両を使用してください。（市の保険対応はできません。）

自治会で借用した車両等につきましては、事業終了後に提出いただく事業報告書で借用機材を確認し、借り上げ料をお支払いします。

◆道路河川愛護事業で使用する資材の支給について

〈申請の方法〉

「資材支給申請書」に必要事項を記入し、必要書類（使用場所を明記した地図）を付けて、実施計画書と一緒に提出してください。

碎石支給の単位は、2t ダンプ1車分（約1 m³）ですので、必要台数を記入してください。（3t ダンプは、1.5車分です。）

なお、支給数量は、調整させていただく場合もあります。

※碎石は事業実施日2日前（金曜日）に支給します。必ず仮置き場を確保してください。

※側溝用の防虫剤を申請される場合は、環境課（576－4533）へご相談ください。

◆蓋上げ機の貸し出しについて

道路河川愛護事業で蓋上げ機を使用する場合は、事前に資材支給申請書を提出していたければ、貸し出しを行なっています。

○湖西地区 （3機）

- ① 事前に、資材支給申請書の提出してください。
- ② 使用する週の金曜日に、土木課にお越しください。
- ③ 返却は、翌週の平日に土木課までお願いします。

○新居地区 （5機）

- ① 事前に、資材支給申請書の提出してください。
- ② 使用する週の金曜日に、新居地域センターにお越しください。
- ③ 返却は、翌週の平日に新居地域センターまでお願いします。

◆廃棄物の搬入先と分類について

1 廃棄物の搬入先

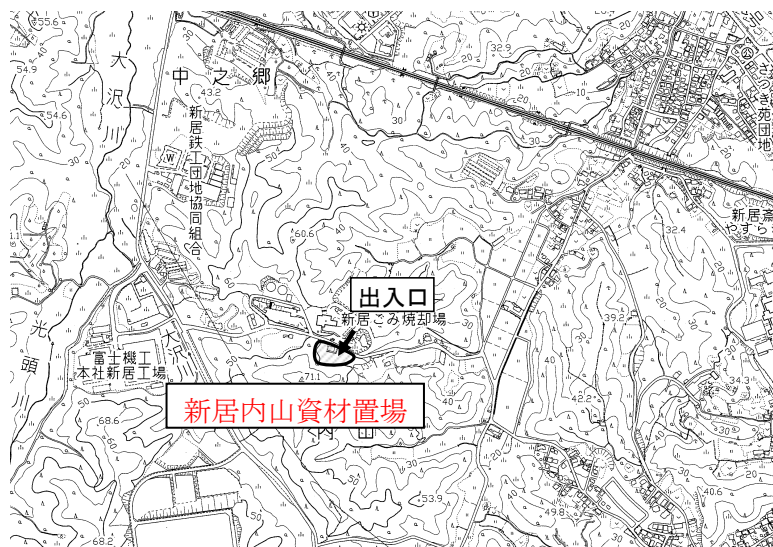
○湖西地区は、全て笠子廃棄物処分場になります。搬入受け入れは8時半～11時半までです。

※笠子廃棄物処分場は、初回のみ「搬入時」と「帰り」の2回計量をお願いします。

(2回目からは搬入時のみ。)



○新居地区は、全て新居内山資材置場（旧内山焼却場南側）になります。搬入受け入れは8時半～11時半までです。



※内山の町内を通らないようにお願いします。

2 廃棄物の分類

収集した廃棄物は、次の4種類に分類して、搬入してください。

①②③は資源物としてリサイクルしますので、必ず守っていただくよう作業される方へ周知をお願いします。

	分 類	搬入上の注意
①	草	・できる限り土は落としてください。 ・<u>ごみやビニール紐・袋は、必ず除いてください。</u>
②	木枝類（幹）	・木枝類は、幹と枝は切り分け、<u>幹だけ</u>にしてください。 ・ダンプからはみ出さないように切ってください。
③	木枝類（枝） 笹・竹	・木枝類は、幹と枝は切り分け、<u>枝だけ</u>にしてください。<u>（ごみやビニール・紙紐は必ず除いてください。）</u> ・竹は、枝を払ってください。 ・ダンプからはみ出さないように切ってください。
	土砂	・しっかり水を切って、走行中に泥が流れ出ないようにしてください。 ・土のう袋やビニール袋は、<u>必ず除いてください。</u>

注1) 混載で搬入された場合には、運搬先で分別していただきます。ごみが混ざったまま搬入された場合は、その場ですべて取り除いていただきます。

注2) 土砂と草、木枝類は混載しないでください。

★ゴミの混入例

道路河川愛護事業において、草の中にごみが混入された状態で、笠子廃棄物処分場に搬入された事例です。

参加者の方々にも、分別を徹底していただくようご指導をお願いします。



ごみ(紙屑)



ガラス

警告

●服装について

長袖、長ズボンで身体に合った作業着を着用してください。作業着は、ボタンやファスナを確実に閉じてください。また、裾じまり、袖じまりをよくしてください。

さらに、腕力バーを着用してください。

ヒモのついた服、だぶだぶの服、ネクタイ、ネックレスなどは、着用しないでください。本機や雑草などにかからまる原因となります。

髪の毛の長い人は、髪を肩より上でまとめてください。

●保護具について

・保護メガネ（ゴーグル）

刈刃部から飛んでくる物から目を保護するため、保護メガネを着用してください。

・保護帽（ヘルメット）

頭上の木の枝や、落下物から頭を保護するため、保護帽を着用してください。

・フェースシールド

飛来物や飛散物から顔を保護するため、フェースシールドを着用してください。

・耳覆い（イヤーマフ）・耳栓

騒音から聴力を保護するため、耳覆いや耳栓などの聴力保護具を着用してください。

・防振手袋

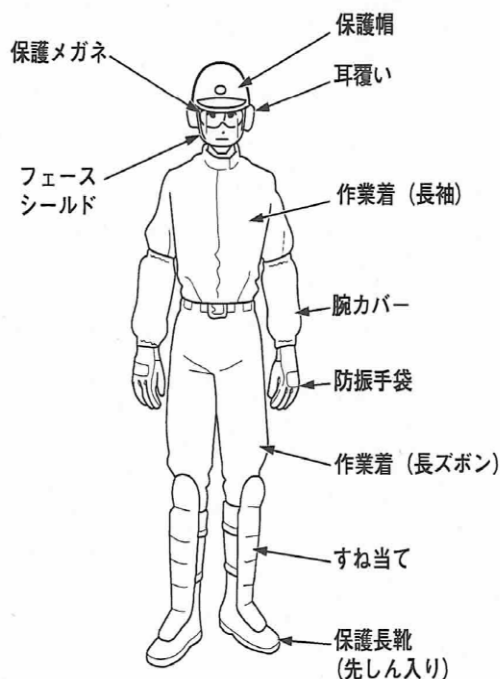
手の保護のため、防振手袋を着用してください。

・保護長靴

刈刃部から飛んでくる物から足を保護するため、底に滑り止めのついた保護長靴（先しん入り）を着用してください。作業靴（先しん入り）を着用する場合、すね当てを併用してください。

・防塵マスク

アレルギー性鼻炎（花粉症）などの症状が出やすい人は、花粉の吸い込みを減らすため、薬局などで売っている使い捨て防塵マスクの着用をおすすめします。



警告

● 本機の保持位置を調整してください。

本機は肩掛けバンドに取付け、身体の右側に保持します。調整はエンジンを停止し刈刃カバーを付けた状態で、肩掛けバンドの長さを変えて行います。刈刃が地面から約10cmの高さになるように調整してください。

極端に身長の高い人は、本機を正しい位置に保持できない場合があります。刈刃に足がとどく場合、本機を使用しないでください。

● 本機の前後バランスを確認してください。

エンジンを停止し刈刃カバーを付けた本機を正しい位置に保持し、刈刃を地面から約10cmの高さにします。次に両手をハンドルから離しハンドルにそえるようにして、刈刃の高さが大きく変化しないことを確認します。

刈刃側が浮き上がり、ヒザより高くなる場合は、調整が必要です。このままの状態、本機を使用しないでください。



● 作業中

- 作業者を中心に半径 15m 以内の範囲に人や動物を近づけないでください。事前に人や動物がいないことを確認し、近づいてきた場合エンジンを停止し刈刃の回転を止めてください。

作業を補助する人、協同作業を行う人も15m以上離れて作業してください。なお、事前にエンジン停止などの合図を決め、作業時に使用してください。

回転する刈刃に触れると大ケガをします。また、飛散物でケガをするおそれがあります。

- 作業中は、刈刃部をヒザより高く持ち上げないでください。

刈刃部からの飛散物が目や顔に当たる可能性が高くなります。

- 本機が突然に異常な振動を起したら、ただちにエンジンを停止してください。突然の振動は、刈刃などの損傷や、ネジのゆるみなどの故障が考えられます。

故障の原因を調べ、修理するまでエンジンをかけないでください。

- 刈刃に針金などがからまると、針金などがムチのように振り回されます。ただちにエンジンを停止し、針金などを取除いてください。

- 本機を地面に置く前に、エンジンを停止し、刈刃の回転が止まったことを確認してください。

スロットルレバーを戻し、エンジンをアイドリング状態にしても、直後は刈刃が惰性で回転しています。

- スロットルレバーを戻し、エンジンをアイドリング状態にしても、刈刃が回転しつづける場合は異常です。アイドリング回転数の調整が必要です。お買いあげ販売店にご相談ください。

- 刈刃を地面に食い込ませないでください。石などが飛散し飛んでくるおそれがあります。

警告

- 刈刃を石、樹木、杭、コンクリート構造物などの硬質固定物に接触させないでください。

刈刃が硬質固定物などの障害物に接触した瞬間、刈刃部がはね返される、キックバックが起こります。キックバックが起こると、本機が思わぬ動きをするため、正常な操作ができなくなるおそれがあります。

また刈刃が損傷したり、障害物が砕けたりして、破片が飛散するおそれがあります。

- 刈刃の動かし方は右から左に操作してください。逆に左から右へ操作するとキックバックにより危険な現象が起きます。この操作はしないでください。

- 刈刃が障害物に接触した場合、ただちにエンジンを停止してください。刈刃の回転が止まった後、刈刃の損傷を点検してください。刈刃にヒビ、曲り、過熱による変色、極端な磨耗など損傷がある場合は、使用できません。

ヒビの入った刈刃を使用すると、刈刃の破片が飛散するおそれがあります。

- 振動と冷えによる傷害について

刈払機を操作する人の体質によっては、指にチクチク・ヒリヒリする痛みを感じ、さらには指先が白くなり感覚がなくなる症状が現われることがあります。これらの症状は、原因が振動と冷えに関係あるとされています。症状の現われる限度が未解明であるため、次の項目をお守りください。

- ・ 刈払機での作業時間を制限してください。

1日の作業を刈払機を使用するものと、他の作業とを組合せ、振動を受ける時間を減らしてください。

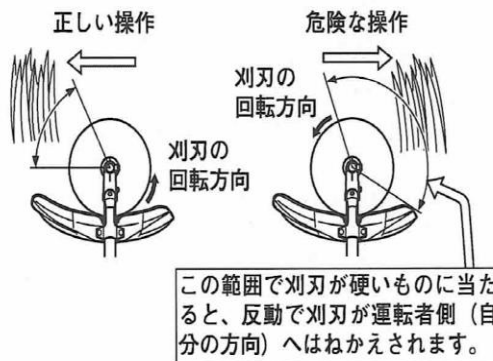
- ・ 身体を温かく保ってください。特に手、手首、腕を温かくしてください。

- ・ 血行をよくするため、ひんぱんに休息をとり、腕の運動を行ってください。

また作業時間内の喫煙は、やめてください。

- ・ 指に不快感、赤み、腫れが現われた場合や、指が白くなったり、指の感覚がなくなったことのある場合は、医師の診察を受けてください。

キックバック



- 反復作業による傷害について

一定の反復する動きを長く続けると、反復作業による傷害のおそれが高くなります。傷害の原因を減らすため、次の項目をお守りください。

- ・ 手首を曲げたまま、伸ばしたまま、ひねったままの状態で行わないでください。

- ・ 反復作業の影響を最小限にするため、定期的に休息をとってください。

また反復作業を行うときは、ゆっくりとゆとりをもって作業してください。

- ・ 指、手、手首、腕にズキズキする痛みやマヒを感じた場合は、医師の診察を受けてください。

- (参考) 厚生労働省では、作業者の健康管理のため次のような基準が設けられています。

作業は連続3日を限度として

1回の連続作業時間	30分	以内
1回の連続作業後休憩	5分	以上
1日の作業時間	2時間	以内が望ましい
1週の作業日数	5日	以内
1月の作業時間	40時間	以内

土木課 管理・用地係

Tel 053-576-4545

FAX 053-576-1897

Mail doboku@city.kosai.lg.jp

【様式集】

1. 道路河川愛護事業実施計画書（様式第1号）
2. 資材支給申請書
3. 道路河川愛護事業実績報告書（様式第2号）
4. 自動車等使用報告書
5. 所有者の明細（車）
6. 所有者の明細（草刈り機）

※様式がデータで必要な場合は、下記アドレスまで自治会名と様式が必要な旨を入力の上メールしてください。様式データをメールでお送りいたします。

土木課 Mail : doboku@city.kosai.lg.jp

様式第 1 号（第 3 条関係）

令和 年 月 日

（宛先）湖西市長

自治会名

自治会長名

道路河川愛護事業実施計画書

自治会名	
実施年月日	令和 年 月 日
実施当日の 連絡者名・ 携帯番号等	（市指定の廃棄物搬入先を利用する場合は必ず記入）
実施場所	
参加予定人員	名
作業の内容	
備考	市有車両借用希望 台
	蓋上げ機 台
	碎石希望（2 t 車） 台
	市指定の廃棄物搬入先利用の有無 有 ・ 無

令和 年 月 日

(宛先) 湖西市長

自治会名

自治会長名

資材支給申請書

下記道路・河川愛護等維持補修のため、必要資材を支給くださいますよう申請いたします。

記

1. 道路・河川名

2. 資材名

3. 使用目的

4. 使用場所

5. 使用予定日 令和 年 月 日

6. 資材仮置場

7. その他

※ 碎石等支給の場合には必ず位置図をつけてください。

様式第 2 号（第 4 条関係）

令和 年 月 日

（宛先）湖西市長

自治会名
自治会長名

道路河川愛護事業実績報告書

自治会名	
実施年月日	令和 年 月 日
実施場所	
参加人員	名
作業の内容	
備考	

令和 年 月 日

(宛先) 湖西市長

自治会名

自治会長名

自動車等使用報告書

令和 年 月 日実施の道路・河川愛護に使用した自動車等について下記のとおり報告します。

記

自動車等の明細

車 種	台数	備考
大型ダンプ（４ｔ）	台	
小 型 ダ ンプ	台	
普 通 ト ラ ッ ク	台	
軽 ト ラ ッ ク	台	
草 刈 機	台	
チ ェ ン ソ ー	台	
シ ョ ベ ル 系 統	台	
そ の 他	台	
計	台	

※ ショベル系統・その他がある場合は積算資料として写真等使用物がわかるものを添付してください。

所有者の明細

(提出先：土木課)

[illegible]

所有者の明細

(提出先：土木課)

[illegible]

記入例

様式第1号（第3条関係）

令和 **7** 年 **4** 月 **25** 日

（宛先）湖西市長

自治会名 **〇〇自治会**
自治会長名 **湖西 太郎**

道路河川愛護事業実施計画書

自治会名	〇〇自治会
実施年月日	令和 7 年 5 月 11 日
実施当日の 連絡者名・ 携帯番号等	（市指定の廃棄物搬入先を利用する場合は必ず記入） 湖西 太郎 090-4305-XXXX
実施場所	〇〇川及び道路（△△地区内）
参加予定人員	70 名
作業の内容	〇〇川沿いの草刈り、道路側溝内の清掃
備考	市有車両借用希望 1 台
	蓋上げ機 1 台
	砕石希望（2 t 車） 2 台
	市指定の廃棄物搬入先利用の有無 有 ・ 無

記入例

令和 **7**年 **4**月 **25**日

(宛先) 湖西市長

自治会名 ○○自治会
自治会長名 湖西 太郎

資材支給申請書

下記道路・河川愛護等維持補修のため、必要資材を支給くださいますよう申請いたします。

記

1. 道路・河川名 ○○地区内道路
2. 資材名 碎石 2台
3. 使用目的 非舗装道路の補修
4. 使用場所 地図に明記（別紙添付）
5. 使用予定日 令和 **7**年 **5**月 **11**日
6. 資材仮置場 ○○地区集会所 駐車場
7. その他

※ 碎石等支給の場合には必ず位置図をつけてください。

記入例

様式第2号（第4条関係）

令和 **7**年 **5**月 **21**日

（宛先）湖西市長

自治会名 〇〇自治会
自治会長名 湖西 太郎

道路河川愛護事業実績報告書

自治会名	〇〇自治会
実施年月日	令和 7 年 5 月 11 日
実施場所	〇〇地区の道路及び側溝水路等
参加人員	73 名
作業の内容	側溝水路の土砂除去 路肩・水路脇の雑草・雑木の刈払い
備考	

記入例

令和 **7**年 **5**月 **21**日

(宛先) 湖西市長

自治会名 ○○自治会
自治会長名 湖西 太郎

自動車等使用報告書

令和 **7**年 **5**月 **11**日実施の道路・河川愛護に使用した自動車等について下記のとおり報告します。

記

自動車等の明細

車 種	台数	備考
大型ダンプ（４ｔ）	台	
小 型 ダ ン プ	2 台	
普 通 ト ラ ッ ク	2 台	
軽 ト ラ ッ ク	1 台	
草 刈 機	10 台	
チ エ ン ソ ー	2 台	
シ ョ ベ ル 系 統	台	ショベル系統・その他がある場合は積算資料として写真等使用物がわかるものを添付してください。
そ の 他	台	
計	17 台	

記入例

所有者の明細

(提出先：土木課)

[illegible]

記入例

所有者の明細

(提出先：土木課)

所有者名（草刈機）	所有者名（草刈機）	所有者名（草刈機）
湖西 三郎		
新居 太郎		
鷺津 一郎		
新所原 五郎		
山田 太郎		
佐藤 二郎		
鈴木 三郎		
浜松 四郎		
豊橋 五郎		
静岡 一郎		
(チェンソー)		
湖西 二郎		
新居 二郎		

公園愛護活動について

【依頼時期】

令和7年4月から令和8年3月

【要 旨】

地域住民の参加による公園愛護活動の実施をお願いします。

「自分たちの公園は、自分たちの手で！」

公園や緑地は、市民の皆様がレクリエーションや憩いの場として利用する、大切な地域の財産です。

地域の皆様が、安全で快適に公園を利用していただくためには、行政主導型の公園管理では解決できない問題も増えていることから、市では、地域と行政の協働とパートナーシップによる公園管理を進めています。

公園の現状と課題

市内の公園は、現在140ヶ所ほどで、公園の規模や環境、利用状況など、公園をとりまく状況も様々となっています。

公園は、誰もがいつでも自由に利用できる公共施設ですが、施設の破損やごみの散らかしなど、最低限のルールを守らない人も増えてきています。

迷惑行為をしても誰か（行政）が後始末をしてくれるので、自分たちには関係ないことだと考える人も多く、「地域の財産」「自分たちの公園」という認識が欠けているようにも感じます。

公園管理と市民参加

公園は、地域の皆さん共有の財産です。

市では「自分たちの公園は、自分たちの手で！」を合言葉に、公園の清掃や除草、ゴミ処理やトイレ清掃などの日常的な管理につきまして、市民の参加をお願いし、現在、公園周辺にお住まいの方や公園を利用されている方などが中心となって、自治会や町内会等の団体にご協力いただいております。

これからの公園の管理

日本の公園は、元々は町の井戸端会議や鎮守の森の子供の遊び場として始まったもので、日常生活に密着したものでした。そのため、そこには常に地域の目があり、住民の手が存在していたことから、これらの場所は、地域の財産として、いつも美しく安全に保たれていたものです。

そのため、これからの公園管理では、行政主導型から住民参加型へのシフトが必要だと考えています。

地域住民と行政の協働とパートナーシップによる連携により、地域の方々が自主的に公園管理に参加し、公園を守り育てることで公園への愛着が生まれます。

また、地域住民が日常的に管理をしている姿を、子供たちだけでなく多くの市民の方々の見ることにより、公園に対する愛護精神が高まることも期待されます。

また、これらの活動を通して、地域コミュニティーの場としての活用も期待されるものです。

「自分たちの公園は、自分たちの手で！」を合言葉に、地域の公園を守り育てる公園愛護活動に参加してみませんか？

公園愛護活動の概要

1. 参加団体 自治会に所属している有志及び団体
 (老人クラブや趣味のサークルなど)
2. 管理業務 ①公園の清掃及び除草等
 ②公園ゴミの処理
 ③遊具等の異常通報（異常発見時の通報）
 ④トイレ管理（清掃・トイレットペーパー補充）
 ※管理作業報告書等を提出していただきます。
3. 委託契約 委託契約を締結します。（原則は公園のある自治会）
4. 委託料 委託契約の内容に応じて、委託料をお支払いします。
 (基準額＋公園面積加算＋トイレ加算)
5. その他 本年度から参加される団体の活動は、予算の都合上、10月以降
 となります。
6. 申込方法 本年度からの参加をお願いできる団体は、7月末までに土木課へ申し
 出てください。

追伸 現在参加されているほとんどの団体は、委託料を団体の活動費に充てています。

土木課 管理・用地係
Tel 053-576-4545
FAX 053-576-1897
Mail doboku@city.kosai.lg.jp

プロジェクト「TOUKAI-0」耐震関係の補助制度について

■大規模地震から生命や財産を守るため、昭和56年5月以前に建築された住居用を使用される木造住宅の無料耐震診断や、耐震補強に関する補助を行っています。

【木造住宅の無料耐震診断】

対 象 無料耐震診断を一度も受けていない住宅

内 容 市から委託された専門家による無料の耐震診断

【木造住宅の耐震改修の補助】

対 象 倒壊の恐れがあると診断された住宅について、耐震補強を計画しそれに基づく耐震補強

工事を行う場合

内 容 最大100万円を補助 ※条件により補助費増額の場合あり

【木造住宅の除却の補助】

対 象 倒壊の恐れがあると診断された住宅を除却する場合

内 容 最大30万円を補助 ※条件により移転費も最大10万円を補助

■道路沿いのブロック塀などの撤去に対して補助制度があります。その中でも、防災上重要な道路沿い（湖西市緊急輸送路沿道）のブロック塀には、補助制度を拡充しています。

【緊急輸送路に面したブロック塀など】

対 象 ①ブロック塀などの撤去費用

②ブロック塀などを撤去し、新たにフェンス等を設置する費用

③ブロック塀などを撤去し、新たに生け垣や植え込みを設置する費用

※②と③は併用不可

内 容 ① 1 敷地で最大132,000円

② 1 敷地で最大 80,000円

③ 1 敷地で最大164,000円

【緊急輸送路以外の道路に面したブロック塀など】

対 象 ブロック塀などの撤去費用

内 容 1 敷地で最大10万円

※詳しくは別紙チラシをご覧ください

建築住宅課

Tel 053-576-4549

Mail kenchiku@city.kosai.lg.jp

プロジェクト

TOUKAI [東海・倒壊] - 0

湖西市では静岡県と連携して、木造住宅耐震化プロジェクト
「TOUKAI（東海・倒壊）－0」を実施しています。

対象は昭和56年5月以前に建築された木造住宅で
現在、居住されている住宅

耐震診断
実施済みの方

耐震診断未実施の方

⇒まずは、わが家の専門家診断（無料の耐震診断）を
受診してみましょう！電話でも申込OK！

耐震診断の結果、倒壊の危険性がある場合は
補助制度を活用しましょう！

耐震改修補助
（計画工事一体型）

最大
100万円

※高齢者等世帯は120万円

除却事業補助 + 移転事業補助

※高齢者等世帯に限る

最大
30万円

最大
10万円

※耐震診断及び補強後の耐震性の評価は、平成18年1月25日国土交通省
告示第184号の別添による方法にて実施すること。

- ・ 無料の耐震診断、耐震改修、除却、移転補助は令和7年度で終了します。
- ・ 予算がなくなり次第、受付を終了することがありますので、事前に
下記担当課までご確認ください。

【担当】湖西市建築住宅課（053-576-4549）まで（市役所庁舎3階）

「湖西市緊急輸送路沿道ブロック塀等 安全確保事業費補助金制度」のご案内

地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため
**湖西市緊急輸送路沿道の危険なブロック塀等の撤去等を行う場合に
補助金を交付しています。**

■補助対象となる危険なブロック塀等 ※①～④の条件を全て満たすもの

- ①倒壊のおそれのあるブロック塀、石塀、れんが塀、その他これらに類する塀
※本制度は組積造の塀のみ補助対象としており、コンクリート塀、万年塀及び門柱は補助対象外。
- ②湖西市が地域防災計画に位置づけた、緊急輸送路に接するブロック塀等
※緊急輸送路とは災害時の緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、国道301号線や
県道3号線などが該当します。詳しくは建築住宅課窓口にてご確認ください。
- ③道路面から0.6mの高さを越える塀等
※補助対象は2段積み以上のブロック塀等。
- ④長さが延べ3m以上の塀等

■補助の条件

- ・ ブロック塀の場合は全部（基礎、土留め部分を除く）を撤去すること。
- ・ 撤去後に新たに塀等を設ける場合は、建築基準法等に基づく安全な塀（ブロック塀を除く）に
すること。また、建築基準法上の道路内には築造しないこと。

■補助内容、補助金の額

①ブロック塀等の撤去をする場合

撤去にかかる経費と市算出費用とを比較して、

いずれか少ない額の3分の2以内で、1敷地132,000円を限度とする。

②ブロック塀等を撤去し新たにフェンス等を設置する場合

設置にかかる経費と市算出費用とを比較して、

いずれか少ない額の3分の1以内で、1敷地80,000円を限度とする。

③ブロック塀等を撤去し新たに生け垣や植え込みを設置する場合

設置にかかる経費と市算出費用とを比較して、

いずれか少ない額の3分の2以内で、1敷地164,000円を限度とする。

※③の補助は静岡県が掲げる「豊かな暮らし空間創生住宅地認定等要綱に基づく緑のいえなみ整備基準」を
満たし生け垣等を設置する場合に限ります。

詳細は湖西市ウェブページをご覧ください。



ブロック塀などの撤去・改善に対する補助金

【問い合わせ先】

湖西市役所 都市整備部 建築住宅課
〒431-0492 湖西市吉美 3268
TEL: 053-576-4549
FAX: 053-576-1897

「湖西市ブロック塀等 撤去事業補助金制度」のご案内

湖西市では、地震等による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため
危険なブロック塀等の撤去を行う場合に補助金を交付しています。

■ 補助対象となる危険なブロック塀等 ※①～④の条件を全て満たすもの

- ①倒壊のおそれのあるブロック塀、コンクリート塀、万年塀、石塀、れんが塀、門柱、門袖、その他これらに類する塀
- ②公衆の用に供されている道路に接する塀等
- ③道路面から0.6mの高さを越える塀等
※補助対象は2段積み以上のブロック塀等。
- ④長さが延べ3m以上の塀等



■ 補助の条件

- ・ブロック塀の場合は全部（基礎、土留め部分を除く）を撤去すること。
- ・撤去後に新たに塀等を設ける場合は建築基準法等に基づく安全な塀（ブロック塀を除く）にすること。また、建築基準法上の道路内には築造しないこと。

■ 補助内容、補助金の額

当該事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1mあたり13,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内とし、かつ一敷地につき
100,000円を限度とする。

※ご注意ください！！

補助金交付決定前に、ブロック塀等の撤去に着手した場合は、補助金の交付が受けられません。必ず着工前に建築住宅課と相談のうえ、補助金の交付申請をしてください。

詳細は湖西市ウェブページをご覧ください。



ブロック塀などの撤去・改善に対する補助金

【問い合わせ先】

湖西市役所 都市整備部 建築住宅課
〒431-0492 湖西市吉美 3268
TEL: 053-576-4549
FAX: 053-576-1897

裏面 補助申請の流れの説明 →

湖西市緊急輸送路沿道ブロック塀等安全確保事業費 ブロック塀等撤去事業補助金制度 補助申請の流れについて

① 事前相談	
↓	
② 「交付申請書」の提出	・ 正副2部提出 ※副本はコピー可。 ・ 添付書類：申請書下段に記載の通り。 ・ 添付書類の見積書は補助対象部分のみが記載された見積書を提出して下さい。
↓	
③ 現地確認	現地にて担当職員が交付申請書の内容と相違がないか確認します。
↓	
④ 「交付決定通知書」の交付	市より申請者へ交付します。
↓	
⑤ 工事着手	工事内容に変更がある場合は「事業計画変更承認申請書」を提出し、変更交付決定通知書の交付が必要となります。
↓	
⑥ 工事完了	
↓	
⑦ 「完了報告書」の提出	・ 正副2部提出 ※副本はコピー可 ・ 添付書類：申請書に記載の通り ・ 施工前と施工後の写真は同じ位置で撮影したものを提出してください。
↓	
⑧ 完了検査	現地にて担当職員が申請書及び完了報告書の内容と相違がないか確認します。
↓	
⑨ 「確定通知書」の交付	市より申請者へ交付します。
↓	
⑩ 請求書の提出	
↓	
⑪ 補助金の支払い	

【注意】④交付決定通知の交付より前に着工した場合、補助対象外となります！

消防団員の募集活動について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

消防団活動の運営につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、風水害等の自然災害が各地で発生し、地域の皆様から消防団に寄せられる期待は益々高まる一方で、人口減少、少子高齢化等、消防団を取り巻く環境が大きく変わり、消防団へ入団してくれる若者が減少し、消防団員の募集活動が困難な状況になっています。

つきましては、消防団が継続的に地域防災力の中核的な役割を果たすためには、自治会長をはじめ関係される皆様のご理解とご協力が不可欠であり、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【参 考】

【入団の資格は】 ・市内に居住、勤務、通学する方 ・18歳以上の方 ・心身ともに健康な方	【入団後の処遇】 ・階級に応じた年額報酬、出勤手当を個人へ支給 ・負傷時の公務災害補償制度 ・退職報償金（一定期間以上勤務）の支給
【平常時の主な活動】 月例訓練（訓練礼式・放水訓練・機関員訓練・震災対策訓練・救急訓練ほか） 火災予防広報（防火パレード・夜警パトロール） 行事（入退団式・出初式・総合防災訓練・地域防災訓練・津波避難訓練・地元行事）	
【災害時の活動】 火災・風水害・大規模災害等	

【担当】

消防総務課 伊田・伊藤

電話 574-0214

FAX 576-3679

自治会への各種依頼・連絡

令和7年度社会福祉協議会一般会費（世帯）納入のお願い

社会福祉協議会一般会費の納入にご協力をお願いいたします。

※会費納入については、指定口座への振込みにてお願いします。

【要 旨】

湖西市社会福祉協議会は、「誰もが自分らしく、安心して、しあわせに暮らせる社会」を目指し、地域福祉の推進に取り組んでいる民間の福祉団体です。地域の皆さまからのご協力によって支えられ、各種活動を行っています。つきましては、各世帯から納入される会費についてご協力をお願いします。

【会 費】 社会福祉協議会一般会費（年会費）1世帯500円

【納入期限】 令和7年6月30日（月）

【納入方法】

各自治会で取りまとめていただき、指定口座へお振込みください。また、一般会費を納入された世帯には、社会福祉協議会「一般会費」納入のお礼・領収書の配付をお願いします。

※振込にかかる手数料については、集めていただいた会費より負担してください。

【振込先金融機関】

①とぴあ浜松農業協同組合鷺津支店 普通 No.39818

口座名義 社会福祉法人湖西市社会福祉協議会 会長 もりのぶ お 森宣雄

②静岡銀行湖西支店 普通 No.2669

口座名義 社会福祉法人湖西市社会福祉協議会 会長 もりのぶ お 森宣雄

【その他】 詳細については、4月15日配付の資料（手提袋内）をご確認ください。

（事務局）

社会福祉法人湖西市社会福祉協議会

湖西市新居町浜名 643-1

担当：総務企画係 鈴木雄也

TEL：594-5511 / FAX：543-5567

E-mail：shakyo@kosai-sk.or.jp

自治会への各種依頼・連絡

令和7年度赤い羽根共同募金

(一般募金・歳末たすけあい募金) 運動における戸別募金のお願い

赤い羽根共同募金（一般募金・歳末たすけあい募金）運動における戸別募金（各世帯へお願いする募金）のご協力をお願いいたします。

【要 旨】

共同募金は、皆さんのたすけあいの心に支えられた福祉活動で、ボランティア活動や地区社会福祉協議会の活動助成のほか、社会福祉施設・団体への機器整備や事業費への助成などに役立てられている地域福祉の推進を目的とした募金です。

【募金目安額】・一般募金 1世帯300円
・歳末たすけあい募金 1世帯200円

【事前説明会】令和7年度共同募金運動説明会
9月17日（水）19：00～ 健康福祉センターおぼと 研修室
※改めて各自治会長様宛てに案内文書を送付します。

【納入期限】令和7年11月28日（金）

【納入方法】一般募金・歳末たすけあい募金に分けて、各自治会で取りまとめのうえ、ご納入をお願いします。

【その他】詳細については、9月17日開催予定の共同募金運動説明会にてご説明します。

（事務局）

湖西市共同募金委員会

（社会福祉法人湖西市社会福祉協議会）

湖西市新居町浜名 643-1

担当：総務企画係 鈴木雄也

TEL：594-5511 / FAX：543-5567